



☆うんどうかいもあと2日ですね。みなさんのいっしょうけんめいな姿をたのしみに、先生もおうえんしています。ここで成長できたことを、これからの生活にいかせるとよいですね。さて、10月31日はハロウィンです。日本では「かそう」ばかり注目されますが、もともとは、秋のしゅうかくを祝うお祭りがはじまりだそうです。えいようほうふな旬の食材をたべて、秋の美りにかんしゃするのもいいかもしれませんね。

大切に していますか？ あなたの「目」

目にやさしくできているのはどの子かな？
線をたどって目の声を聞いてみよう。

Aくん

暗い部屋で
本を読んでいるよ

Bさん

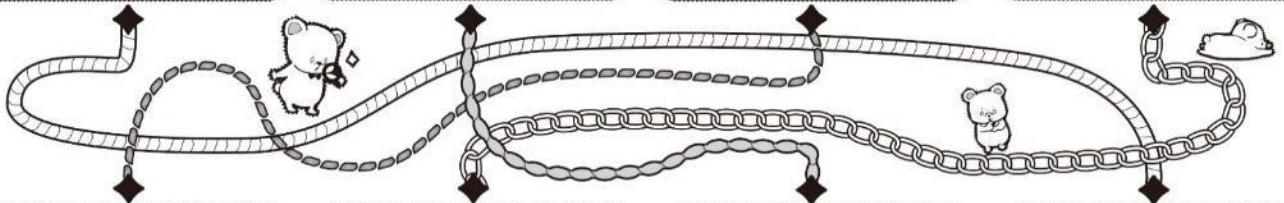
休憩せずに
ゲームをしているよ

Cさん

前髪が目
かかっているよ

Dくん

スマホを見るのはやめて
早く寝るよ



前が見えにくいよー
チクチクあたって痛いよー

前髪は短く切るか、
ピンで留めよう

しっかり休ませてくれて
ありがとう

体も目も
休息が大切だね

まばたきの回数が減って
乾いてしまうよー

1時間おきに
10～15分の休憩をとろう

光が足りないよー
筋肉が疲れるよー

本を読んだり勉強するときは
部屋を明るくしよう

「よごれた手」で、目をこすらないで！

手をあらわずに目をこすると、バイキンが入ってびょうきになってしまったり、よけいにひどくしてしまうことがあります。

「ものもらい」や「けつまくえん」なども予防には、手洗いが1ばん！むやみに目をこすらないでね。



チャレンジ!



ふしぎな模様
に隠れている
3つの文字は何でしょう？



← ヒント
目の表面をうる
めひょうめん
おしているもの
です。

保護者の皆様へ…

★尿検査 1次日程… 10月 3日(木) 予備日 4日(金)
尿検査 2次日程… 10月 18日(金) 2次検査は予備日がありません。

★注意事項

※尿検査の容器の配布と同時に**名前ラベル(バーコード付き)も一緒に配布され、提出用の袋と、容器それぞれに貼付していただくようになっていきます。**袋、容器どちらも貼り忘れのないようご協力お願いいたします。

★4年生の希望者を対象に色覚検査を実施します

※4年生に、希望調査を元に色覚検査を実施しています。色の見分け方について、お子様の特性を知ることが目的に行っています。検査の結果、色覚異常の疑い有りと診断されても、病気や異常ではなく、先天的な見え方の個性だととらえていただければ良いと思います。

※検査申込書の配布：10月 7日(月) 提出期限：10月 11日(金)まで

※検査結果につきましては、検査したお子様にお知らせを配布します。

★運動会後の水筒について

※2学期に入って、運動会の練習と暑さ対策から、水筒の中身についてスポーツドリンクを可といたしました。熱中症の心配もありましたが、教室にエアコンが付いたこともあり、子供たちの環境も、例年に比べ、改善されています。そこで、運動会後の水筒の中身につきましては、**お茶や麦茶などにしていただきたい**と思います。

今後、感染症の心配な時期(11月以降)になりましたら、お茶うがいのための、ぬるめのお茶を水筒に入れてきていただくと有り難いです。よろしくをお願いします。



発行 2019.9.13 静岡新聞の記事より

登校許可証 廃止の動き

インフル回復時 県立学校開始、市町追随

登校許可証明書と県教委が県立学校に出した通知

インフルエンザにかかった際の流れ

インフルエンザ症状を発症 → 医療機関を受診し、インフルエンザと診断 → 出席停止 ※発症後5日、かつ解熱後2日(幼児は3日) → これまで 医療機関を再び受診し、「登校許可証明書」を医師が作成 → これから 医療機関で発行された罹患証明書に保護者が体温を記録し、経過観察 → 再登校

今後は診断時「罹患証明」

登校許可証明書の廃止に伴い、罹患証明書の発行が廃止され、保護者が体温を記録し、経過観察を行うこととなります。

インフルエンザの罹患に医療機関で罹患し、連日、経過を記録し、発熱が止まり、体温が正常範囲に回復し、かつ解熱後2日(幼児は3日)が経過した時点で、保護者が「罹患証明書」を作成し、学校に提出することとなります。

学校保健安全法は「証明書」という。一方、多数の病状を併発するインフルエンザの出席停止期間を定めた後、気が治らないうちでも再登校を促す「幼児1週間後2日(幼児1週間後2日)」を定めて、二次感染を防ぐこととなる。県教委健康課は「証明書は学校に先立つに同伴する負担の大きいものではない」と主張している。近隣の市町が義務化し、幼稚園・保育園を成すこと、提出の障壁を前に一定程度、足並を揃えている。今夏の流行期を前に一定程度、足並を揃えている。

☆ お知らせ！

令和元年11月より、**インフルエンザの出席停止の様式が変更される予定です。**

詳細については、後日、保護者宛文書にてお知らせいたしますが、インフルエンザの証明書取得に伴う医師、保護者の負担軽減が目的になります。

簡単には

- 1 病院にてインフルエンザの診断
- 2 病院から書類をもらう (病院によっては書類がない所もある)
- 3 学校には連絡のみで、通知書をもたなくても良い
- 4 発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで自宅安静(毎日検温記録)
- 5 体調回復後、書類を持って登校
- 6 学校で出席停止通知書をもらう

☆ **体調回復後の医師の診察がなくなります。**書類には保護者の検温記入と署名捺印が必要になります。